所沢市北秋津 • 上安松土地区画整理組合

区画整理ニュース 5号



平成31年1月吉日発行

謹賀新年

◇◆◇理事長あいさつ◇◆◇

新年あけましておめでとうございます。組合員の皆様におかれましては健やかに新年を お迎えのこととお慶び申し上げます。

年頭にあたり謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

昨年は全国的に多くの災害が発生するなど、未曾有の出来事が多く見受けられました。そして今年は、天皇陛下の御譲位、新天皇の御即位がおこなわれる重要な節目の年となります。平成が終焉することに一抹の寂しさを感じ得ますが、新時代に向けてなお一層より良い時代になることを願うものであります。

さて、当事業におきましても本年は節目の年をむかえます。一つは皆さまにとって重要な事である仮換地指定を予定しております。仮換地指定に際しましては、個別に説明する機会を設けさせて頂き、皆様のご理解のもと進めていきたいと思っております。二つ目として、この秋には工事の本格的着工に臨みます。平成 31 年度は調整池の工事から始め、約5ヶ年にわたる長丁場の工事となりますが、最後まで無事故無災害で終える事が出来るよう、皆様のご協力を頂きながら進めてまいりたいと思っております。

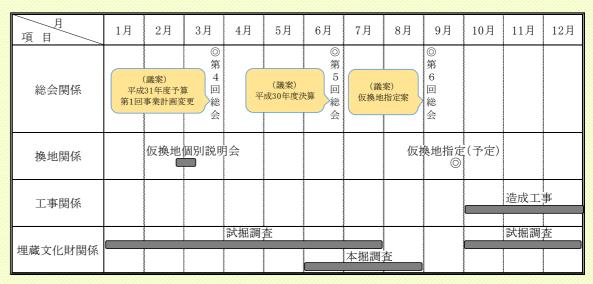
本年も役員一同円滑な組合事業の推進に努める所存ですので、ご理解、ご協力を 賜りますようよろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、組合員の皆様のご健康とご多幸を心よりお祈り申し上げご挨拶とさせていただきます。

所沢市北秋津.上安松土地区画整理組合

理事長 肥沼一彦

◇◆◇2019年の事業予定 ◇◆◇



※なお、総会等の詳細お知らせは、その都度あらためてご案内いたします

【仮換地案個別説明会について】

当事業は今年の9月に仮換地指定を予定しており、2月~3月にかけて、個別説明会の開催を予定しております。

この個別説明会は組合が作成した仮換地案について、土地所有者の皆様に仮換地の位置、形状、面積等の説明を行い、内容をご理解していただく事を目的として行うものであります。

仮換地指定前に、組合から仮換地の内容を説明する<u>重要な機会</u>ですので、是非ご 出席いただきますようお願いいたします。

(説明内容)

- ①従前の土地の確認
- ②仮換地の位置・形状・面積
- ③その他

(補足事項)

- ・仮換地は、仮換地指定を行うことで決定します。
- ・個々の説明日時は、あらためてご案内いたしますので、ご都合の悪い場合は ご連絡ください。

※仮換地指定とは・・・現在所有している土地に代わり、事業が完了するまでの間に、新たに所有してもらう土地(仮換地)を指定する事です。基本的に仮換地に指定された土地が事業完了後に換地となります。

仮換地指定されると・・・現在所有している土地の使用ができなくなります。 新しい土地の使用ができるのは、仮換地周辺の道路整備やライフライン(上下 水道・ガス・電気等)の整備が完成してからとなります。

◇◆◇埋蔵文化財発掘状況 ◇◆◇

昨年伐採工事の終了した場所において、市の埋蔵文化財調査センターによる、埋 蔵文化財の発掘調査が行われました。

発掘調査の結果、一部の場所で写真に示すような埋蔵文化財が発掘されました。



① 全景(右上は中~近世の井戸跡)



② 須惠器 (坏形土器) 出土状態

引き続き今年も発掘調査が行われますので、ご協力お願いいたします。

◇◆◇北秋津小学校の校外学習◇◆◇

昨年11月29日に北秋津小学校5年1組の児童の皆さんが校外学習で当組合 に訪れて、土地区画整理事業についての、勉強会を行いました。

これは、地区内にあるターザンの森を伐採した事により、どんな街になるの か?緑はどのぐらい残すのか?等の疑問を持った児童達からの要請を受け、その 疑問に対して理解していただくために勉強会が実現いたしました。

当日は、クイズ形式で進行し、児童達も楽しく土地区画整理事業について多く のことを学びました。

当日のクイズ問題(全7問)1問抜粋

問題 緑は北秋津小学校の校庭何個分残すでしょうか? ①約1個分 ②約3個分 ③約5個分 答え ③約5個分(約4.0ha)



勉強会の様子



児童達からのお礼の寄せ書き

◇◆◇都市計画変更のお知らせ ◇◆◇

組合では、事業計画の変更を進めております。この変更に呼応して、市が定める都市 計画の見直しが求められるため、組合では市と協議をしています。都市計画の見直しで は、関連する下記の項目の検討が見込まれます。

都市計画の決定があった後に、改めてご報告させていただきます。

- ·用途地域(第一種低層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域 等)
- ・地区計画(最低敷地面積、壁面後退(建物の壁と敷地境界線までの距離の制限)等)
- ・防火及び準防火地域

【用語集】

用途地域

住居、工業、商業地域など市街地の大枠として土地利用を定めるもので、用途地域を指定することによ り、その地域ごとに建物の用途(つかいみち)が決められます。

地区計画

地区の特性に応じたまちづくりのルールを定めるもので、建物や敷地について具体的なルールを決めま

防火及び準防火地域

火災の延焼を防ぐために、建物の構造を規制する地域です。

◇◆◇組合からのお願い◇◆◇

家庭菜園等の使用の停止

土地区画整理事業地内の家庭菜園等の使用について、今年4月以降の使用を停止してい ただきます。

使用の停止に伴い、地区外の方に家庭菜園をお貸しの方は、今年4月以降の使用を停 止する旨をご周知くださいますよう、よろしくお願いいたします。

収穫等を楽しまれている皆様には大変申し訳ないことと存じますが、ご協力をお願いい たします。

◇◆◇発行・お問い合わせ先◇◆◇

所沢市北秋津·上安松土地区画整理組合

住所 埼玉県所沢市大字北秋津418-5

電話 04-2946-8566 FAX 04-2946-8564

Mail kitaakitsukumiai@vega.ocn.ne.jp

※土地区画整理事業について、何かご相談等ございましたらご連絡下さい。